

【提出期限等一覧表】

No.	令和8年度分の 算定開始時期	対象事業者	体制届出提出期限		処遇改善計画 書提出期限
			居宅系サービス	施設系サービス	
1	令和8年4月及 び5月から	令和8年4月以前から加算 の算定対象だったサービス (以下「従前サービス」と いう。)を運営する事業者	令和8年4月 15日まで 注1	令和8年4月 15日まで 注1	令和8年4月 15日まで
2	令和8年6月か ら	①令和8年6月に新規に対 象となるサービス(以下「新 設サービス」という。)のみ を運営する事業者	令和8年6月 15日まで 注2	令和8年6月 15日まで 注2	令和8年6月 15日まで 注2
		②令和8年4月及び5月は 算定せず、令和8年6月か ら算定する従前サービスを 運営する事業者	令和8年5月 15日まで 注3	令和8年6月 1日まで 注3	令和8年4月 15日まで
3	令和8年7月以 降	福祉用具貸与、特定福祉用 具販売、居宅療養管理指導 (それぞれ予防を含む)以 外のサービス事業所を運営 する事業者	算定開始月の 前月の15日ま で	算定開始月の 1日まで	算定開始月の 前々月の末日 まで

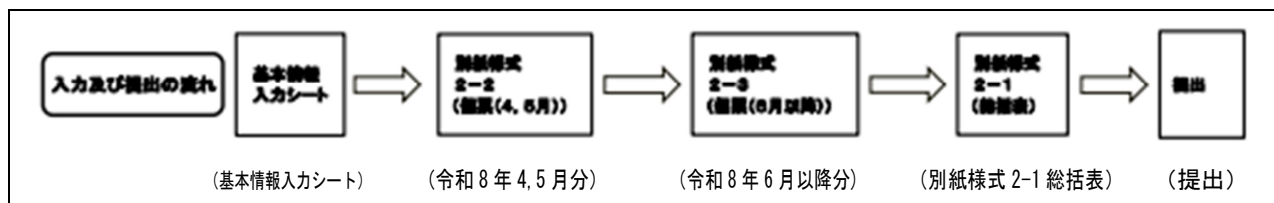
注1：令和8年3月分までと算定区分に変更がない場合には提出不要。

注2：新設サービスと従前サービスの両方を運営している事業者については、「令和8年4月15日」が提出
期限。

注3：令和8年6月以降の算定区分が令和8年4月及び5月から変更がない場合には提出不要。

※処遇改善計画書の提出のみでは処遇改善加算を算定することはできません。「体制届出及び体制等状
況一覧表」の提出が済んでいない場合には、上記の一覧表を参照した上で手続きをお取りください。

【計画書の入力及び提出の流れ】



- ・ 従前サービスを運営している事業者は、令和8年4,5月分（別紙様式2-2）と6月以降分（別紙様式2-3）に入力し、令和8年4月15日までに提出する。なお、新設サービスも運営している事業者は、当該6月以降分を入力の上、合わせて令和8年4月15日までに提出する。
- ・ 新設サービスのみを運営している事業者は、令和8年6月以降分（別紙様式2-3）に入力し、令和8年6月15日までに提出する。なお、従前サービスを運営している事業者についても、令和8年4月及び5月分は算定せずに令和8年6月以降分のみ算定する場合には同様となる。